標柱三十一号から二五度四三分五九秒　三十二号
一七四・六六五メートルの地点
標柱三十二号から九度三六分四〇秒　三十三号
二八二・四三五メートルの地点
標柱三十三号から二二度一〇分三八秒　三十四号
二三〇・〇九八メートルの地点
標柱三十四号から九〇度二七分〇九秒　三十五号
二五五・二四一メートルの地点

○国土交通省告示第二百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

水無川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

新潟県南魚沼市大字荒山字ヨモギ沢四〇八番内三等三角点又新田を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十年建設省告示第九百八十一号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から一九〇度三八分三四秒　一号
一一四・三〇六メートルの地点
標柱一号から一〇五度〇〇分一〇秒　二号
一九六・九一九メートルの地点
標柱二号から一三三度二二分一八秒　三号
五一七・一六八メートルの地点
標柱三号から一〇〇度一九分五一秒　四号
八六・六四九メートルの地点
標柱四号から二〇一度一六分一〇秒　五号
一三〇・一四九メートルの地点

○東北地方整備局告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　宮城県
二　都市計画事業の種類及び名称　仙塩広域都市計画道路事業三・三・二百三十一号清水沢多賀城線
三　事業施行期間　自平成二十三年三月十一日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　宮城県多賀城市町前一丁目地内
使用の部分　なし

標柱五号から二六〇度一五分五三秒　六号
一〇五・〇〇六メートルの地点
標柱六号から三一六度三八分五一秒　七号
五七六・六一八メートルの地点
標柱七号から二八六度二七分二五秒　八号
一二八・四一三メートルの地点

○国土交通省告示第二百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　水無川

新潟県南魚沼市大字荒山字ヨモギ沢四〇八番内三等三角点又新田を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一九〇度三八分三四秒　一号
一一四・三〇六メートルの地点
標柱一号から一〇五度〇〇分一〇秒　二号
一九六・九一九メートルの地点
標柱二号から一一三度二二分一八秒　三号
五一七・一六八メートルの地点
標柱三号から一〇〇度一九分五一秒　四号
八六・六四九メートルの地点
標柱四号から二〇一度一六分一〇秒　五号
一三〇・一四九メートルの地点
標柱五号から二六〇度一五分五三秒　六号
一〇五・〇〇六メートルの地点
標柱六号から三一六度三八分五一秒　七号
五七六・六一八メートルの地点
標柱七号から二八六度二七分二五秒　八号
一二八・四一三メートルの地点

○東北地方整備局告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　青森県
二　都市計画事業の種類及び名称　八戸都市計画道路事業三・五・一号沼館三日町線及び三・四・二号本八戸駅南線
三　事業施行期間　自平成二十三年三月十一日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　青森県八戸市内丸一丁目、内丸二丁目、内丸三丁目、大字堀端町、大字番町、大字三日町及び大字八日町地内
使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　青森県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年東北地方整備局告示第八十九号八戸都市計画道路事業三・三・八号白銀市川環状線（中居林工区）
三　事業施行期間　自平成十六年十月二十五日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地　変更なし

○東北地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　青森県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年東北地方整備局告示第五十二号青森都市計画道路事業三・二・二号内環状線（石江工区）
三　事業施行期間　自平成十七年三月十八日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成十七年東北地方整備局告示第五十二号の事業地のうち青森県青森市大字石江字岡部地内において事業地を変更する。
使用の部分　平成十七年東北地方整備局告示第五十二号の事業地に青森県青森市大字石江字岡部地内を加える。

○関東地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十一日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市国分一丁目八七六番一地先から同市国分一丁目七九八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所
〃	市川市高谷三丁目一二二二番一から同市高谷一三三九番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十三年三月十一日